

# 中山間地域等直接支払交付金参考様式集（第6期対策）

## ★基本情報入力欄 はじめに太枠内の情報を入力してください。

都道府県名	島根県	← 「都道府県」まで記入してください。
市町村名	安来市	← 「市町村」まで記入してください。
協定名	あいうえお集落協定	
代表者名	中山間 太郎	
協定所在地	●●町●●地区 (●●)	

## ★記入の手順と注意事項

- 「★提出書類と各シートの説明」の [シート名](#) をクリックすることで、入力する様式に移動します。または、画面下の様式名を選択すると、入力する様式を切り替えることができます。左下の◀▶をクリックすることで、隠れている様式を表示させることができます。

(※まず初めに、「別紙2①」の「農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画」を入力すると作成がスムーズです。)

- すべての集落協定の方が入力する必要のあるセルには、この色（オレンジ色）が塗ってあります。
- 該当する場合に、集落協定の方が入力する必要のあるセルには、この色（薄いオレンジ色）が塗ってあります。
- この色（黄緑色）が塗ってあるセルは自動入力されます。自動入力されたものが間違っている場合は、正しく修正してください。（入力されている数式を消去すると、自由に入力できます。）

・市町村に提出する前に、自動集計された箇所も含め、誤りがないかご確認ください。

- 行を追加する際は、一番左にある行番号をクリックして行全体をコピーし、表の最下部の太線より上の位置で行番号を右クリックし「コピーしたセルの挿入」を選択してください。

・画面上部に右のような表示が出た場合は「コンテンツの有効化」を押してください。



## ★提出書類と各シートの説明

### 1. 事業計画の申請時に提出するもの

様式番号	様式名	提出の必要性	シート名
参考様式第4号	多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定 [変更の認定] の申請について	必須	<a href="#">参4_申請</a>
		必須	<a href="#">参4_申請_事業計画</a>
別紙様式1 (共通部分)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (中山間地域等直接支払に関する集落協定)	必須	<a href="#">別紙1①</a>
別添1	実施区域位置図	必須	<a href="#">別紙1②</a>
別添2	構成員一覧	必須	<a href="#">別紙1③</a>
別紙1	2号事業様式（中山間地域等直接支払交付金）	必須	<a href="#">別紙1④</a>
別紙様式2	農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画	必須	<a href="#">別紙2①</a>
別紙様式3	協定対象施設の管理方法	必須	<a href="#">別紙3</a>
別紙様式4	土地改良通年施行実施計画書	(必要に応じて)	<a href="#">別紙4</a>
別紙様式7	協定農用地の概要	(必要に応じて)	<a href="#">別紙7</a>
別添	農作業受委託契約書（様式例）	(必要に応じて)	<a href="#">別紙7(別添)</a>
別紙様式8	環境負荷低減のチェックシート（集落協定向け）	必須	<a href="#">別紙8</a>

### 2. ネットワーク化活動計画作成時に使用するもの：10割単価協定のみ

様式番号	様式名	提出の必要性	シート名
別紙様式2	農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画 ○農用地の内訳等 農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画 ○ネットワーク化活動計画	必須	<a href="#">別紙2①(再掲)</a>
		必須 10割単価協定	<a href="#">別紙2②(ネットワーク化活動計画)</a>
		(取組に応じて) ①ネットワーク化	<a href="#">別紙2③(ネットワーク化)</a>
		(取組に応じて) ②統合	<a href="#">別紙2④(統合)</a>
		(取組に応じて) ③多様な組織等の参画	<a href="#">別紙2⑤(多様な組織等の参画)</a>

令和7年8月31日

市町村長 殿

入力内容をご確認ください。  
押印は不要です。

あいうえお集落協定  
中山間 太郎

## 多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

### 1 事業計画

### 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書

- 1号事業（多面的機能支払交付金）
- 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
- 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）

### 3 その他

- 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

※農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第1項に規定する活性化計画が作成されている場合であって、その添付書類として、多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請（変更の認定の申請の場合も含む。）に必要な上記1から3までに掲げる書類が既に市町村長に提出されているときは、これらの書類の添付を省略することがで

- ※に該当するため、書類の添付を省略する。

# 多面的機能発揮促進事業に関する計画

入力内容をご確認ください。  
押印は不要です。

令和7年8月31日

あいうえお集落協定

## 1 多面的機能発揮促進事業の目標

### 1. 現況

本地域は、振興山村に指定されるなど、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

### 2. 目標

1を踏まえ、本地域では、機械の共同利用や農作業の共同化にも取り組み、農業生産活動を継続することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 2 多面的機能発揮促進事業の内容

### (1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類 (実施するものに○を付すこと。)

1号事業 (多面的機能支払交付金)	
	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号。以下「法」という。）第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動（以下「イの活動」という。） (農地維持支払交付金)
	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動（以下「ロの活動」という。） (資源向上支払交付金)
○	2号事業 (中山間地域等直接支払交付金)
	3号事業 (環境保全型農業直接支払交付金)
	4号事業 (その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

② 実施区域

別添の中山間地域等直接支払交付金に係る集落協定（以下、「集落協定」という。）「（別添1）実施区域位置図」のとおり。

### (2) 活動の内容等

② 2号事業

#### 1) 農業生産活動の内容

集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載のとおり。

#### 2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動

集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載のとおり。

### 3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

集落協定「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

### 4 農業者団体等の構成員に係る事項

集落協定「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。

#### ＜施行注意＞

記入内容が集落協定もしくは個別協定と重複する場合は、「2 (1) ②実施区域」、「2 (2) 活動内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書  
(中山間地域等直接支払に係る集落協定)

ふりがな	あいうえお
組織名	あいうえお集落協定
ふりがな	ちゅうさんかん たろう
代表者氏名	中山間 太郎
ふりがな	〇〇ちょう△△
所在地	〇〇町△△地区 (□□)

ふりがなを入力してください。

I.	地区の概要 (共通)
----	------------

## &lt;活動の計画&gt;

<input type="checkbox"/>	II. 1号事業 (多面的機能支払)	別紙
<input checked="" type="checkbox"/>	III. 2号事業 (中山間地域等直接支払)	別紙1
<input type="checkbox"/>	IV. 3号事業 (環境保全型農業直接支払)	別紙
<input type="checkbox"/>	V. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

## &lt;施行注意&gt;

提出の際に( )内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

## I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

### 1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更	計画変更
農地維持支払	令和 年度	令和 年度		令和 年度	令和 年度
資源向上支払 (共同)	令和 年度	令和	入力不要		令和 年度
資源向上支払 (長寿命化)	令和 年度	令和	入力不要		令和 年度
中山間地域等 直接支払	令和 7 年度	令和 11 年度	5 年	令和 年度	令和 年度
環境保全型農 業直接支払	令和 年度	令和 年度		令和 年度	令和 年度

### 2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※1					計	解消する 遊休農地 面積	年当たり 交付金額 上限
	田	畑	草地	採草放牧地			
多面支 払		a				a	a 円
	64 a		a			a	
中山間 直払	傾 斜	急傾斜 緩傾斜 交付対象外	傾 斜	傾 斜	傾 斜	4 a	121, 128円
						a	
農地 面積 2	環境 直払※ 2					a	a 円

※ 1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※ 2 環境直払に取り組む場合は、IVの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
			箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化) の対象施設			箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

### 3. 実施区域位置図

別添1 「実施区域位置図」 のとおり

### 4. 組織構成員一覧

別添2 「構成員一覧」 のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

### 5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
入力不要

※ 計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

#### <施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別添1)

### 実施区域位置図

1号事業（多面支払）

2号事業（中山間直払）

3号事業（環境直払）

組織名称：

あいうえお集落協定

別紙のとおり

**入力不要**  
※位置図(集落協定図)は市で作成  
します。

(別添2)

構成員一覧

令和7年8月31日

役職名	氏名 (代表者名、 団体名)	住所	多面的機能支払		中山間地域等直接支払			環境保全型農業直接支払		
			分類 記号	備考 活動 支援 班員	分類 記号	年齢 分類 記号	農業所得 の確認に 関する承 諾	他の市町村 で環境保全 型農業直接 支払を実施 している場 合は、その 市町村名を 全て記載	みどり認定 認定済 申請中又 は申請予 定	申請予定 無し
代表者	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	A	ア	〇					
書記担当	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	B	イ	〇					
会計担当	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇	B	ウ	〇					
	農事組合法人 〇〇営農	〇〇県〇〇市〇〇	C	-	〇					
	農事組合法人 ××営農	〇〇県〇〇市〇〇	E	-	〇					
	〇〇組合	〇〇県〇〇市〇〇	F	-	〇					
行を追加する場合はこれより上の行をコピーして「コピーしたセルの挿入」をしてください。										

多面的機能支払分類番号リスト

農業者	個人として参加	1 農業者個人
	団体として参加	2 農事組合法人
		3 営農組合
		4 その他の農業者団体
農業者以外	個人として参加	5 農業者以外個人
	団体として参加	6 自治会
		7 女性会
		8 子供会
		9 土地改良区
		10 JA
		11 学校・PTA
		12 NPO
		13 その他の農業者以外団体

中山間地域等直接支払分類記号リスト

農業者 (人)	A	交付農用地を持つ農業者
	B	交付農用地を持たない農業者
法人	C	農地所有適格法人
	D	特定農業法人
	E	その他法人 (NPO法人、公益法人等)
農業生産組織	F	機械・施設共同利用組織
	G	農作業受委託組織
	H	栽培協定
	I	その他の組織
	J	土地改良区
その他	K	水利組合
	L	非農業者(人)
	M	その他

年齢分類記号リスト

ア	39歳以下
イ	40~44歳
ウ	45~49歳
エ	50~54歳
オ	55~59歳
カ	60~64歳
キ	65~69歳
ク	70~74歳
ケ	75~79歳
コ	80歳以上

注1：「多面的機能支払」「中山間地域等直接支払」「環境保全型農業直接支払」の欄は、各支払に取り組む者に〇印を記入。

注2：多面的機能支払に取り組む場合は、「分類番号」を分類番号リストの1~13から選択。

注3：「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において農業生産活動等（多面的機能支払においては、耕作又は養畜）を実施する農業者又は団体である。

注4：中山間地域等直接支払の場合には、「分類記号」を分類記号リストA~Mから選択するとともに、「年齢分類記号」を年齢分類記号リストのA~コから選択。また、市町村の中山間地域等直接支払担当部局と税務部局との間で調整が調っている場合には、例えば、「農業所得の確認に関する承諾」欄や「生年月日」欄など、農業所得の確認の承諾に必要な欄を本様式に設けることができる。この場合、「農業所得の確認に関する承諾書」（参考様式第4号別紙様式5）の作成は不要。

注5：他の市町村で環境保全型農業直接支払を実施している場合は、その市町村名を全て記載すること。

注6：「みどり認定」の欄は、みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた若しくは受ける予定がある、又は申請予定がない場合についてもいざれかに〇をすること。

注7：「多面的機能支払」のみに取り組む場合、住所の記入は不要。

注8：中山間地域等直接支払「農業所得の確認に関する承諾」の欄は、対象者が承諾する場合に〇印を記入すること。ただし、対象者以外を含む構成員全員に〇印をつけることも可とする。（対象者以外は、〇印を記入した場合も調査の対象となりません。）

【農業所得の確認に関する承諾について】

①実施要領第6の1に基づき、交付金の交付の対象となる者を確認するために市町村が行う必要な調査において、農業者から農業所得に関する情報の提供、市町村が保有する所得に関する関係書類の閲覧及び関係機関への照会の承諾を得ることが目的である。

②承諾のない場合は、交付金の交付の対象となることが確認できないため、本交付金の実施ができない場合がある。

③調査の対象者は、個人又は一戸一法人で、協定に位置づけられている農用地の管理を行っている者。

④交付金の交付の対象者は、集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者である場合を除く。）とする。

ただし、農業所得が同一都道府県内の都市部の勤労者一人当たりの平均所得を上回る者である場合も、当該農業者が「集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該農業者の対象農用地のうち自作地に対して交付される交付額の全てを集落の共同取組活動に充てる場合」、又は「当該農業者の対象農用地の全てが、当該農業者と農用地の権原を有する者との間において利用権の設定等又は同一生産工程における基幹的農作業のうち田においては3種類以上、畑においては2種類以上、草地においては1種類以上の作業の受委託が行われている農用地である場合」は対象者とする。

## 第1 集落協定の実施体制

入力してください。  
※集落内で十分協議のうえ決定してください。

## 1 集落協定の管理体制（構成員の役割分担）

役職名等	氏名
代表者	丙川 三郎
書記担当	丙川 三郎
会計担当	乙山 次郎
共同機械担当	乙山 次郎
土地改良施設担当	甲田 太郎
法面点検担当	丙川 三郎

注) 事務作業が一部の者に集中して過大な負担となっていないか、事務作業を担う者への報酬が適正な水準となっているか等について、協定参加者で確認すること。

氏名に誤り等がある場合は、同封の  
紙媒体を朱書き訂正のうえご提出ください。

※役職名等は、システムの仕様上、  
国との様式のままとなっています。

## 2 集落協定上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす扱い手として指定する者

氏名	実施要領の運用第6の1の(1)のオの役割	活動の対象地区又は施設	活動内容
○○○○	ア	集落全体	○○の実施に当たって集落全体の企画・立案・取りまとめを行う
○○○○	イ	○○地区	○○の実施に当たって○○地区の企画・立案・取りまとめを行う
○○○○	ウ	○○地区	○○の実施に当たって○○地区の企画・立案・取りまとめを行う
○○○○	イ	○○地区	○○の実施に当たって○○地区の企画・立案・取りまとめを行う
			行を追加する場合はこれより上の行をコピーして「コピーしたセルの挿入」をしてください

以下のア～ウのいずれかを選択して下さい。

(ア) 集落の取決めの実施等に当たっての集落全体の企画・立案・調整・取りまとめ  
(イ) 集落の取決めの実施に当たっての地区内の調整・合意形成・取りまとめ  
(ウ) 集落の取決めで定めた活動における地区又は施設単位の各種作業の計画立案・指導

入力が必要な協定には別途ご案内します。

## 当該協定における中核的リーダーの協定参加者に占める割合

中核的リーダーの人数(人)	協定参加者数(人)	協定参加者に占める中核的リーダーの割合(%)
4	6	66.7%

注) 協定参加者に占める中核的リーダーの割合は、中核的リーダーの人数を協定参加者数で除した率とする。

## 第2 農用地の管理方法

以下の項目のうち該当項目に○印を記入

該当	内 容
(1) 農用地	
○	①耕作者が農作業を継続できなくなった場合には、速やかに農業委員会のあっせんを受ける。
	②農業公社が受託する。
	③集落協定参加者が協定内容に従って管理する。
	④その他( )

水路・農道等の管理を  
多面的機能支払交付  
金で行う場合には、そ  
の旨をその他の欄に記  
載してください。

該当	内 容
(2) 水路・農道等	
○	①協定参加者全員で泥上げ、草刈りを行う。
	②集落申し合わせ事項により定期的な除草等の作業を行う。
○	③その他(別途の規約) (例: 泥上げ、草刈り等の水路・農道の管理等は多面的機能支払交付金により行う。)

交付申請面積は協定毎に、地目別・基準別の面積を小数第一位切り捨て、整数止めで整理します。	交付額は、協定毎の地目・基準別面積に、単価を乗じ算出します。この場合、支払額は円単位とし、小数第一位切り捨て、整数止めで整理します。	特認基準の単価が表示のものと異なる場合は、「フルダウントリントーンを選択し、C列が「特認基準」となっている該当する地目に単価を記載してください。
--	--	--

### 第3 協定対象となる農用地 (基本分)

項目	協定農用地面積	田			畑			草地			採草放牧地			
		面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額	面積	交付基準 (傾斜等)	上限 単価	交付 上限額	
協定全体		5,552	急傾斜	21,000	116,592	0	急傾斜	11,500	0	0	急傾斜	10,500	0	0
		567	緩傾斜	8,000	4,536	0	緩傾斜	3,500	0	0	緩傾斜	3,000	0	0
		0	小区画・不整形	8,000	0	0	高齢化・耕作放棄率	3,500	0	0	高齢化・耕作放棄率	3,000	0	特認基準
		0	高齢化・耕作放棄率	8,000	0	0	特認基準	3,500	0	0	草地比率の高い草地	1,500	0	交付対象外(田畠混在地)
		0	特認基準	8,000	0	0	交付対象外(田畠混在地)	0	0	0	特認基準	3,000	0	交付対象外(田畠混在地)
		312	交付対象外	0	0	0	交付対象外(田畠混在地以外)	0	0	0	交付対象外(田畠混在地以外)	0	0	交付対象外(田畠混在地以外)
計		6,431	6,431		121,128	0		0	0	0	0	0	0	0

(加算措置に取り組む場合)

#### 1 棚田地域振興活動加算

棚田地域振興活動加算						
面積 (m <sup>2</sup> )				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/20以上	畑 15度以上	田 1/10以上	畑 20度以上			
0	0			10,000	0	0
		0	0	14,000	0	0

注1) 面積×上限単価(円)は、面積(m<sup>2</sup>)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価(円)の合計額とする。

#### 2 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜農地保全管理加算				
面積 (m <sup>2</sup> )		上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田 1/10以上	畑 20度以上			
0	0	6,000	0	0

注1) 面積×上限単価(円)は、面積(m<sup>2</sup>)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価(円)の合計額とする。

#### 3 ネットワーク化加算

ネットワーク化加算				
面積 (m <sup>2</sup> )			上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)
田	畑	草地		
			10,000	0
			4,000	0
			1,000	0

注1) 面積×上限単価(円)は、面積(m<sup>2</sup>)の千分の一の値に上限単価(円/10a)を乗じた額とする。

注2) 加算上限額(円)は、面積×上限単価の計(円)及び100万円のうち、いずれか低い額とする。ただし、統合については、統合前の協定単位で上限を設定する。

#### ネットワーク化又は統合状況

ネットワーク化する集落協定名	統合する集落協定名	対象農用地面積 (m <sup>2</sup> )
(自協定) ○○集落協定	(自協定) △△集落協定	
○○集落協定	△△集落	
行を追加する場合はこれより上の行を「コピー」		
合計 (4集落)		

ネットワーク化加算に取り組む場合は、ネットワーク化又は統合前の集落協定名を入力してください。  
(面積は入力不要)

「ネットワーク化加算」  
の面積要件  
:交付対象外農用地を含む、協定面積の合計が20ha以上

#### 4 スマート農業加算

スマート農業加算						
面積 (m <sup>2</sup> )				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地			
0	0	0	0	5,000	0	0

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (m<sup>2</sup>) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) 及び200万円のうち、いざれか低い額とする。

#### 5 集落機能強化加算の経過措置

集落機能強化加算の経過措置						
面積 (m <sup>2</sup> )				上限単価 (円/10a)	面積×上限単価 (円)	加算上限額 (円)
田	畑	草地	採草放牧地			
0	0	0	0	3,000	0	0

注1) 面積×上限単価 (円) は、面積 (m<sup>2</sup>) の千分の一の値に上限単価 (円/10a) を乗じた額とする。

注2) 加算上限額 (円) は、面積×上限単価 (円) 及び200万円のうち、いざれか低い額とする。

#### 第4 集落マスタープラン（必須事項）

##### 1 集落における将来像

集落の目指すべき将来像に○印を記入する（複数可）。

本制度に取り組むことにより、概ね  
10～15年後を見越し、集落として  
目指すべき将来像を記載してくだ  
さい。

目指すべき将来像	
<input checked="" type="radio"/>	①将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築
<input checked="" type="radio"/>	②協定の担い手となる新たな人材の育成・確保
	③協定参加者それぞれが、作物生産、加工・直売等さまざまな工夫により再生産可能な所得を確保
	④その他（自由記載）  例) 農業生産活動の継続に向けた集落機能強化

注) ④を選択する場合は将来像を記載。

##### 2 将来像を実現するための目標と活動計画

集落の目指すべき将来像を実現するための活動方策について○印を記入する（複数可）。また、活動方策に対する5年間の活動計画（目標）を記載する。

活動方策		活動計画（目標）
<input checked="" type="radio"/>	機械・農作業の共同化等営農組織の育成	
	高付加価値型農業	
	農業生産条件の強化	
	担い手への農地集積	
	担い手への農作業の委託	
	新規就農者等による農業生産	
	地場産農産物等の加工・販売	
<input checked="" type="radio"/>	消費・出資の呼び込み	例) 体験農園を実施し、都市住民との交流を深める。
	共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	
	その他（自由記載） 例) 地域運営組織と連携した集落機能強化	（自由記載）

注) 体制整備単価の取組を行う協定については、第8との整合を図ること。

1の将来像を実現するためには  
具体的に取り組む活動の内容  
及びその達成目標を記載して  
ください。

## 第5 農業生産活動等として取り組むべき事項

### 1 農用地に関する事項

以下の項目から1項目以上（2で管理の対象とする水路・農道等が、多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一である場合は、2項目以上）を選択する。

多面的機能支払交付金実施要綱別紙1第5の2に基づく活動計画に定める施設と同一。	
該当	具体的に取り組む行為
○	①耕作放棄された農地については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定等や農作業の委託を行う。
	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合。
	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
○	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手農家等による草刈り等の活動を行う。
	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。
	⑥作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。
	⑦定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手（認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等）を確保する。
	⑧集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。
	⑨その他（土地改良事業、災害復旧及び地目変換（田から畑等へ）等）

**維持・管理等の活動対象施設(水路等)が多面的機能支払交付金の活動計画に定める施設と同じであれば、チェック欄に「レ」を付し、2項目以上選択してください。**

### 2 水路・農道等の管理方法（①②について該当する取組に○印を記入（複数可））

具体的に取り組む行為				
①水路	ア) 水路清掃	○	イ) 草刈り	○
②農道	ア) 簡易補修	○	イ) 草刈り	○
③その他	○○を実施する			

### 3 多面的機能を増進する活動として以下の項目から1項目以上選択し、実施する。

以下の項目のうち該当項目に○印を記入する。

該当	具体的に取り組む行為
○	①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。
	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。
	③景観作物を作付ける。
○	④土壤流失に配慮した営農を行う（等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽）。
	⑤体験民宿を実施する（グリーン・ツーリズム）。
	⑥魚類・昆虫類の保護を行う（ビオトープの確保）。
○	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。
	⑧粗放的畜産を行う。
○	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、綠肥作物の作付け等を行う。
	⑩その他（ ）

注) 法律で義務づけられている行為及び国庫補助事業の補助対象として行われる行為以外のものを1つ以上選択。

注) 上記1～3で定めた共同取組活動を行う際は、作業安全対策の観点から、以下の点に努めること。

- ・作業環境の点検（作業前の危険箇所の確認・共有、機器の定期点検等）
- ・共同取組活動で使用する機械又は使用頻度が高い機械（刈払機等）の安全な使用に関する取組の実施（研修・講習の開催又は参加等）

第6 促進計画の「その他促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項」により規定すべき事項

1 土地改良事業（別紙様式4参照） (1) 事業実施の目的 (2) 事業の実施主体 (3) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模	入力不要
2 災害復旧事業 (1) 事業実施の目的 (2) 事業の実施主体 (3) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模	
3 地目の変更 (1) 耕作者（所有者）名 (2) 変更前後の地目及び面積（例：田〇〇m <sup>2</sup> →畠〇〇m <sup>2</sup> ）	
4 集落相互間等の連携 (1) 近隣の担い手のいる集落等との連携 (当該集落名、連携の活動内容、スケジュール) (2) 農業公社、NPO法人、農作業受託組織、民間法人等の集落協定への参加・連携 (当該法人名、連携の活動内容、参加内容、スケジュール) (3) 近隣の小規模な集落協定との統合・連携	

第7 交付金の使用方法等

1 交付金は、集落を代表して ○○○○（代表者氏名）が市町村より受け取る。

2 次の通り支出する。

↓交付金使途の内容（項目）に項目例を記載しておりますが、修正いただいて構いません。

項目	交付金使途の内容（項目）	金額
共同取組活動	①役員等の各担当者の活動に対する経費 役員報酬	300,000円
	研修会開催費	30,000円
	②農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスター・プランの将来像を実現するための活動に対する経費 農産物等の販売促進関係費	20,000円
	都市住民との交流促進関係費	100,000円
	法人設立関係費	100,000円
	土地利用調整関係費	20,000円
	③水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費 道・水路管理費 (うち道・水路整備費)	1,000,000円 700,000円
	農地管理費 (うち農地整備費)	800,000円 500,000円
	④農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費 鳥獣害防止対策費	500,000円
	共同利用機械購入等費 共同利用施設整備等費 多面的機能増進活動費	500,000円 600,000円 30,000円
	⑤毎年の積立額又は次年度への繰越予定額 3のとおり	100,000円

3 交付金の積立・繰越に係る計画

① 交付金の積立

(ア) 積立計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
積立予定額	100,000円	100,000円	100,000円
積立累計額	100,000円	200,000円	300,000円

積立については、積立予定期間内にどのような使途に充当するかを明らかにし、計画どおりに使用してください。

(イ) 取り崩し予定等

取り崩し予定年度： 令和9年度 (協定期間内)  
 取り崩し予定年度における積立累計額 300,000円

使途：

畠塗り機購入（積立金に自己資金を加えて購入する予定）

に要する経費（具体的に記入）

積立する場合は、必ず使途を定め、その内容を適切に記載してください。

② 次年度への繰越

繰越予定年度： (当該年度の翌年度)  
 繰越予定額： 300,000円

使途：

災害の発生が想定される箇所・施設に対する災害発生時の復旧等

に要する経費（具体的に記入）

認定申請時は  
入力不要

4 次のとおり支出する。

個人配分分	金額
	(配分割合： ●●% )
	●●●円

【体制整備単価の場合に使用】

第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項（体制整備単価交付必須事項）

ネットワーク化活動計画を作成する。

該当	取り組むべき事項
○	別紙様式2に定めるネットワーク化活動計画を令和11年度までに作成する。

**地域の実情に応じて、適切な目標、取組、期間の設定を行ってください。**

**【加算措置の場合に使用】  
なお、同一の取組・目標に対して、複数の加算措置を受けることはできません。**

第9 加算措置適用のために取り組むべき事項（加算措置必須要件）

次の活動のうち集落として取り組む項目に〇印を記入するとともに、取組期間、現状及び達成目標について具体的に記載し、実施する。

該当	項目	取組期間	現状	達成目標
	①棚田地域振興活動加算	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度	<p>認定棚田地域振興活動計画が策定された地域内の急傾斜農地： ○○団地 対象農用地面積： ●●●m<sup>2</sup> (田(急傾斜)●●m<sup>2</sup>, 畑(急傾斜)●●m<sup>2</sup> 田(超急傾斜)●●m<sup>2</sup>, 畑(超急傾斜)●●m<sup>2</sup>)</p> <p>対象となる農用地は、急傾斜(超急傾斜)の田、畑に限ります。</p> <p>・認定棚田地域振興活動計画に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に活用が可能です。 ・対象となる協定は、体制整備単価(10割)の集落協定に限ります。 ・②超急傾斜農地保全管理加算、⑤スマート農業加算との重複はできません。</p> <p>・ア～ウ各々に定量的な目標を一つ以上、計3つ以上の目標を定めます。 その3つ以上の目標には、棚田の価値を活かした活動(地域の実情に応じたもの)、集落機能強化(人材の確保を含む)及び生産性向上に関する目標を含める必要があります。 ・目標の設定については、都道府県の第三者委員会による確認・意見聴取を行ってください。 ※特に疑義が生じるもののみ確認するなど、確認手法等は都道府県の裁量による。</p>	<p>[ア 棚田等の保全] 例1) 【集落機能強化】○○棚田の保全活動に取り組む人数を関係人口の協力を得て、○人から○人に増加させる。</p> <p>例2) 【生産性向上】○○棚田で自動草刈り機(防除用ドローン)を○台導入し、共同で行う草刈り(防除)の面積を○%増加する。</p> <p>[イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮] 例) 【生産性向上】食味基準を設ける等により品質向上を図り棚田米の販売量/額を○t /円から○t /円に増加させる。</p> <p>[ウ 棚田を核とした棚田地域の振興] 例1) 【集落機能強化】○○棚田地域における棚田オーナー等の関係人口を○人から○人に増加させる。</p> <p>例2) 【棚田の価値を活かした活動】棚田の周辺に直売所(農家レストラン)を整備し、年間○円の売り上げを達成する。</p> <p>例3) 【生産性向上】棚田米を原料とした○○(加工品)の販売量を○tから○tに増加させる。</p>
	②超急傾斜農地保全管理加算	令和 7 年度 ～ 令和 11 年度	<p>超急傾斜農地 ○○団地 対象農用地面積： ●●●m<sup>2</sup> (田●●m<sup>2</sup>, 畑●●m<sup>2</sup>)</p> <p>対象となる農用地は、勾配が田で1/10以上、畑で20度以上の農用地に限ります。</p> <p>・基礎単価(8割)の集落協定も活用が可能です。</p> <p>(1)超急傾斜農地の保全、 (2)超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等、の各々について1つ以上、計2つ以上の目標を定めてください。 ※必ずしも定量的な目標でなくても可</p>	<p>[超急傾斜農地の保全] 例1) 当該農地の法面について、石積みの補修、防草シートの設置による適切な維持管理を実施する。</p> <p>例2) 農作業の安全性を確保するため、石積み法面に除草等の作業足場の設置と、圃場進入路の緩傾斜への改良を実施する。</p> <p>例3) 当該農地の土壤流入・流出を防ぐため、グリーンベルトや圃場内小水路の設置を行う。</p> <p>[農産物の販売促進等] 例1) 当該農地を含む協定農用地で生産される農産物(○○○)をJAのイベントとJAのホームページを活用してPRする。</p> <p>例2) 当該農地を含む協定農用地で生産される農産物(○○○)をPRするため、共通パッケージを作成し、農産物販売時に活用する。</p>

<p>③ネットワーク化加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる協定は、体制整備単価(10割)の集落協定に限ります。</li> <li>⑤集落機能強化加算の経過措置との重複はできません。</li> <li>加算額は、100万円が上限です。(統合の場合は、統合前の協定単位で上限額を設定)</li> <li>ネットワーク化加算の適用開始年度末までに、ネットワーク化活動計画を作成し、ネットワーク化または統合することが必要です。(ネットワーク化の場合は協議会規約の作成も必要です。)</li> </ul>	令和 7 年度 ~ 令和 11 年度	<p>例1) ネットワーク化又は統合した集落協定</p> <p>①名称：〇〇集落協定 対象農用地面積： ●●●m<sup>2</sup> (田●●●m<sup>2</sup>, 畑●●●m<sup>2</sup>)</p> <p>②名称：〇〇集落協定 対象農用地面積： ●●●m<sup>2</sup> (田●●●m<sup>2</sup>, 畑●●●m<sup>2</sup>)</p> <p>例2) 活動に参画する2組織以上の農業者団体以外の組織</p> <p>①新たに参画 名称 〇〇 〇〇</p> <p>②以前から参画 名称 〇〇 〇〇</p> <p>例3) 農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を〇人から△人に増加させる。</p> <p>(人材の確保後記入) 氏名等 〇〇 〇〇</p>	<p>[ネットワーク化・統合等により実現する農業生産活動等の継続のための取組]</p> <p>例1) 機械の共同利用のための組織を立ち上げ、ネットワーク化した協定の農用地の●%で機械利用の共同化を行う。</p> <p>例2) 生産、加工、販売の過程を総合的に主導する人材を〇名確保する。</p> <p>例3) 農泊事業と連携して農業体験ツアーを行う体制を構築し、体験参加者を〇人から△人に増加させる。</p> <p>・ネットワーク化加算では、「主導的な役割を担う人材の確保」と、「農業生産活動等の継続のための取組」の両方を行う必要があります。</p> <p>・ネットワーク化・統合等を行った協定の農業生産活動等として取り組むべき事項(農用地に関する事項、水路・農道等の管理方法、多面的機能を増進する活動)に位置付けた取組に関する定量的な目標を1つ以上定めてください。</p>
<p>④スマート農業加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる協定は、体制整備単価の集落協定に限ります。</li> <li>加算額は、200万円が上限です。</li> </ul>	令和 7 年度 ~ 令和 11 年度	<p>例) 協定農用地の扱い手の面積面積●●ha (令和6年度末)</p> <p>定量的な目標を1つ以上定めてください。</p>	<p>[スマート農業による作業の省力化・効率化を図る取組]</p> <p>例1) ドローンを導入し、オペレーターを育成するとともに、農薬散布に要する時間を△割減させる。(農薬散布を行う面積を△haから□haに増加させる)</p> <p>例2) リモコン式自走式草刈機を導入し、除草作業時間を〇時間／日だけ減少させる。(リモコン式自走草刈機を利用する面積を△haから□haに増加させる)</p>
<p>⑤集落機能強化加算の経過措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる協定は、体制整備単価の集落協定に限ります。</li> <li>③ネットワーク化加算の経過措置との重複はできません。</li> <li>加算額は、200万円が上限です。</li> </ul>	令和 7 年度 ~ 令和 11 年度	<p>例) 高齢化や非農業者との混住化が進むことで、共同取組活動の参加者が減少し、集落機能が低下している。</p> <p>定量的な目標を1つ以上定めてください。</p>	<p>[新たな人材の確保に関する取組]</p> <p>例1) ○○○の収穫ボランティアを現状▲名から●名増員する。</p> <p>例2) 集落で受け入れるインターンシップ生の延べ活動日数を現在の年間▲日から●日に増加する。</p> <p>例3) 就農を目的とした移住体験の環境を●戸整備する。</p> <p>[集落機能を強化する取組]</p> <p>例1) NPO法人との連携体制を構築し、高齢者見回りサービスを開始するとともに、NPO法人の共同取組活動への参加体制を構築する。</p> <p>例2) 既存の集落運営組織と集落内外の別組織との新たな連携体制を確立し、関係組織数を現状の▲組織から●組織増加させる。</p>

注1) 現状は、取組期間の開始年度における地域の現状を記載する。

注2) 達成目標は、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた定量的な目標を記載する。なお、②については、取組期間の最終年度までに達成される地域の現状を踏まえた目標を記載する。

・加算の目標設定について、次のことに留意ください。

①目標は受ける加算額に見合うものでなければならないことに留意してください。  
(200万円の加算額を受けるに当たって、30万円のドローンを一機購入する、といった目標設定はできません。)

②達成年度を見据えた目標としてください。(情勢の変化等すぐに変わってしまうような目標設定は避けてください。)

③「〇〇を購入する」、「(目的はないが)とにかく資料や打合せの数を増やす」、といったような、それだけでは成果にどう結びつかわからないような目標設定は避けてください。

・1つの加算措置について、別々の目標を立てて複数回受けることも可能です。(例、1~2年目と4~5年目)

## 農用地の内訳等及びネットワーク化活動計画

注1) 「農用地の内訳等」は集落協定書に添付し、提出期限（当該年度の6月30日、令和7年度においては8月31日）までに協定農用地の存する市町村長に提出する。

注2) 「ネットワーク化活動計画」は、体制整備単価の適用を受けようとする場合に作成するものとし、ネットワーク化活動計画の作成後は、遅滞なく協定農用地の存する市町村長に提出するとともに、令和11年度まで毎年度、記載内容の確認を行うものとする。

上記表は以下の表に従って記載するものとする

項目		概要	
農用地の内訳等	①現況	地域区分	右の選択肢より記入 通常地域（8法内） 通常地域（8法以外で棚田法の交付対象農用地） 特認地域
		一団の農用地名	一団の農用地名を記入
		団地名	団地名を記入
		地番	地番を記入
		地目	右の選択肢より記入 田 畠 草地 採草放牧地
		面積(m <sup>2</sup> )	面積を記入
		交付基準（傾斜等）	右の選択肢より記入 急傾斜 緩傾斜 小区域・不整形 草地比率の高い草地 高輪化率・耕作放棄率 特認基準 交付対象外（混在地） 交付対象外（混在地以外） 協定に含めない管理すべき荒廃農地
		棚田地域振興農地のうち超急傾斜農地	該当する農用地に○を記入
	②基礎・体制整備単価	10a当たりの単価(円)	基礎・体制整備単価の10a当たりの単価を記入
	③農業生産活動等の体制整備の取組（ネットワーク化活動計画の作成）の有無		該当するものに○を記入
	④加算の適用		該当するものに○を記入
⑤農用地の管理	農用地の現況	右の選択肢より記入 耕作地 維持管理農用地 荒廃農地 被災地 土地改良通常実施農用地 その他（具体的に記入）	農用地での活動内容を記入
	具体的な活動内容		農用地の管理者を記入
⑥管理者			該当するものに○を記入（別紙様式7と整合を図る）
⑦個人配分を受ける所得超過者の引受地			

## (別紙様式3)

## 協定対象施設の管理方法

区分	施設	管理作業者	管理方法等	管理作業の代表者
用水路	○○用水路 (水路の延長○m)	○○地区水利組合	○○地区水利組合規程による	代表者 ○○○○
排水路	○○排水路 (水路の延長○m)	○○地区水利組合	○○地区水利組合規程による	代表者 ○○○○
道路	○○農道 (水路の延長○m)	○○○○他	○○集落申し合わせ事項による	○○○○

## 令和7年度土地改良通年実行実施計画書

事業名 (工期)	○○事業 (●年度～●年度)	都道府 県名	島根県	関係市町村名	安来市	地区名	●●地区
区分	工事計画期間及び稲作期間						
	令和●年						令和●年
実施 面積 (ha)	うち農用 地面積 (ha)	うち土地改良 通年実行面積 (ha)	4月	5月	6月	7月	8月
●●工区	●ha	●ha	●/●				
工区							
工区							
計	●ha	●ha	●ha				

注1) 工区の区分は、区画整理その他面的工事に係る通年施工区域の計画発注工区によるものとする。

注2) 対象農用地面積は、中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2の対象農用地の面積をいう。

注3) 土地改良通年実行面積は、集落協定等に記載された面積とする（なお、現況の各筆ごとの識別が可能な図面（1／1,000～1／5,000程度）に通年施工区域を赤色で表示したものを添付すること。）。

## 環境負荷低減のチェックシート(集落協定向け)

注1

申請時 (します)	(1)適正な施肥	報告時 (しました)
① <input type="checkbox"/>	※共同取組活動で施肥を行う場合 肥料の適正な保管 (該当しない、□)	<input type="checkbox"/> <b>注2</b>
② <input type="checkbox"/>	※共同取組活動で施肥を行う場合 肥料の使用状況等の記録・保存に努める (該当しない、□)	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(2)適正な防除	報告時 (しました)
③ <input type="checkbox"/>	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の適正な使用・保管 (該当しない、□)	<input type="checkbox"/>
④ <input type="checkbox"/>	※共同取組活動で農薬を使った防除を行う場合 農薬の使用状況等の記録・保存 (該当しない、□)	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(3)エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑤ <input type="checkbox"/>	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 農機等の燃料の使用状況の記録・保存に努める (該当しない、□)	<input type="checkbox"/>
⑥ <input type="checkbox"/>	※共有資産として入手した50万円以上の農機等がある場合 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める (該当しない、□)	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(4)悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦ <input type="checkbox"/>	※共同取組活動を行う場合には、 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

注1 申請時は「します」の□、報告時は「しました」の□にチェックしてください。

注2 「※」の記載内容に該当しない場合は「(該当しない、□)」にチェックしてください。  
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

○ネットワーク化活動計画

1. 体制整備の基本方針

1-1. 集落協定名

あいうえお集落協定

1-2. ネットワーク化活動計画作成時点

当初	令和7年8月
第1回変更	
第2回変更	
第3回変更	

注1) 本計画を作成したときは、遅滞なく協定農用地の存する市町村

注2) 2-2のネットワークに参加する集落協定、3-2の統合に参加する6の役員の継承計画、4-1の協定活動に参画する多様な組織等に変更が必要になった場合は本計画の変更を行なう。

**ネットワーク化加算を受けない場合**  
令和11年度末までに、計画の当初作成が必要です。

**ネットワーク化加算を受ける場合**

加算の適用開始年度末までに、計画の当初作成とネットワーク化(協議会型)または統合が必要です。  
※ネットワーク化(協議会型)の場合は、協議会規約の作成も必要です。

1-3. 体制整備のために行おうとする取組

該当 <sup>注1)</sup>	取組	対象協定	要記載項目
○	①ネットワーク化 <sup>注2)</sup>	新たにネットワーク化を行い10ha以上のネットワークを形成する集落協定	2-1～2-7
		新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	
○	②統合 <sup>注3)</sup>	新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定	3-1～3-5
		新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定	3-2、 3-6、 3-7
○	③多様な組織等の参画 <sup>注4)</sup>	1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画する集落協定	4-1～4-3

注1) 該当する取組を全て選択すること。

注2) 「ネットワーク化」とは、複数の集落協定間において活動の連携体制を構築することをいう。「新たにネットワーク化を行う予定はないが、既に10ha以上のネットワークを形成しており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点での10ha以上のネットワークを形成していること。ネットワーク化は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行なうことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定とネットワーク化することも可とする。

注3) 「統合」とは、他の集落協定と1つの集落協定に統合することをいう。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」の場合は、計画作成時点での10ha以上の集落協定となっていること。統合は自協定が存する地域計画区域内の他の集落協定と行なうことを基本とするが、自協定が存する地域計画区域内に他の集落協定がない場合など、合理的な理由がある場合は、他の地域計画区域内に存する集落協定と統合することも可とする。

注4) 「多様な組織等の参画」とは、農業者団体以外の組織や非農業者が集落協定の活動に参画することをいう。参画にあたっては、集落協定の構成員となるか、別途で協定等を結ぶこと。計画作成時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は構成員の10%以上の非農業者が活動に参画していること。

## 2. ネットワーク化の計画

注1) ネットワーク化を行っている、又は行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画におけるネットワーク化の計画と整合がとれたものとすること。

注2) 2-1～2-7の全てを記載すること。

### 2-1. ネットワークの名称（予定）

農林地域集落協定ネットワーク協議会
-------------------

### 2-2. ネットワークに参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画		現在の連携状況	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内	連携済	今後連携
(自協定) あいうえお集落協定	0.6 ha				
B協定	13.7 ha	○		○	
C協定	3.2 ha	○			○
合計	17.5 ha				

注) 合計協定面積は10ha以上であること。

### 2-3. ネットワーク化で解決しようとする課題

該当		該当	
	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
○	②事務担当者の人材不足	○	⑥知見や技術の不足
	③共同取組活動参加者の附則		⑦その他（※内容は↓欄に記載ください）
○	④農業の担い手の人材不足		
(該当する課題について詳細を記載)			
②現在の事務担当者は70歳代で高齢であるが、後継者が見つからず10年間、事務担当を担っている。あと数年のうちに後継者を確保する必要がある。			
④高齢で小規模な自給的農家や兼業農家が協定内の農地の多くを担っている。あと5年のうちに引退を希望する農業者が複数いるが、農地の引き受け手の見込みが立っていない。			
⑥農地の担い手を育成するため、ソバや施設園芸の導入に取り組みたい。また、販路拡大のため、加工品の販売にも取り組みたいが、協定内に加工や販売の知見を持っている人材がいない。			

注) 地域計画や集落マスターplan、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

### 2-4. ネットワーク化により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の一元化（共同事務局の設置や外部委託）	○	⑥農業の担い手育成
		○	⑦地場農産物の加工・販売
	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	○	⑧鳥獣害対策
	③水路・農道等の維持管理		⑨多面的機能を増進する活動
	④機械・施設の共同利用		⑩その他（※内容は↓欄に記載ください）
○	⑤農作業の共同化		

## 2-5. 連携方法

該当	連携方法	該当	連携方法
○	①協議会型 <sup>注1)</sup>		③共同委託型 <sup>注3)</sup>
○	②活動連携型 <sup>注2)</sup>		④その他 )

注1) 協議会、委員会等を設置し、ネットワークでの活動の調整や事務等を行う場合。

注2) 作業の共同化や機械・施設の共同利用などの共通のルールを覚書等で定めるなどにより連携した活動を行う場合。

注3) 各集落協定から同一の外部団体又は同一の外部人材に同じ活動を委託する場合。

## 2-6. ネットワーク化の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
ネットワーク化に向けた話し合い（協定内）		○	○				
ネットワーク化に向けた話し合い（協定間）		○	○				
ネットワーク化により連携して実施する活動の開始 <sup>注)</sup>	⑧		①		⑥		
			⑤		⑦		
協議会等の設置（協議会型の場合）			○				
ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）			○	○	○	○	

(2-2～2-5を踏まえたネットワーク化の進め方を記載)

- 令和5年度から地域一帯で鳥獣防護柵を設置する作業をB集落と共同で実施（活動連携型）している。
- 同じ地域計画区域内にあり、協定廃止を検討していたC集落協定もネットワークに加え、令和8年度より協議会型へ移行し、事務局の一元化を行う。共同事務局の事務員は、元地域おこし協力隊の移住者を非常勤で雇用する。また、ネットワーク化加算を申請し、加算措置を利用してネットワークの中で中心的な農業者となる就農者の募集を開始する。B集落協定でソバを栽培している農業生産法人の活動範囲を広げ、A集落協定及びC集落協定の農地においても栽培を開始する。ソバの加工・販売を目指して研修会へ参加するなど、技術習得を目指す。
- 令和9年度には、ネットワーク内の概ね6割の農地をB集落協定で活動していた農業生産法人に集約する。
- 令和10年度にネットワーク内に加工・販売部を結成し、ソバの加工・販売を始める。農業生産法人の新規雇用者を確保し、JAや地域外の農業生産法人の協力のもと、施設園芸の技術研修を行う。農業生産法人の新規雇用者を各集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。
- 令和11年度に補助事業を活用して農業用ハウスを1棟導入し、農業生産法人においてアスパラガスの栽培を始める。収穫等の人手が必要な作業は、協議会で話し合い、各集落協定から分担して人員を確保することとする。
- 令和12年度以降にネットワークの拡大や集落協定の統合を検討する。

注) 工程の概略における「ネットワーク化により連携して実施する活動の開始」には2-4の「ネットワーク化により連携して実施する活動」の番号を記載。

## 2-7. ネットワーク化後の統合予定

該当	統合の予定
	①第6期対策期間中（令和7年度～令和11年度）での統合を検討する
○	②第6期対策終了後の令和12年度以降での統合を検討する
	③時期は未定だが将来的に統合を検討する
	④未定
	⑤統合は必要ないと考えている
	⑥その他 ( )

### 3. 統合の計画

注1) 統合をこれから行う場合は、統合を行おうとする他の集落協定のネットワーク化活動計画における統合の計画と整合がとれたものとすること。

注2) 「新たに統合を行い10ha以上の集落協定を形成する集落協定」は、3-1～3-5を記載すること。「新たに統合を行う予定はないが、既に10ha以上の集落協定となっており、体制の維持、向上を図ろうとする集落協定」は、3-2、3-6、3-7を記載すること

#### 3-1. 統合後の集落協定の名称（予定）

農林地域広域集落協定

#### 3-2. 統合に参加する集落協定

集落協定名	協定面積	地域計画	
		自協定が存する計画区域内	別の計画区域内
(自協定) あいうえお集落協定	0.6ha		
E協定	5.5ha	○	
F協定	8.7ha	○	
合計	14.8ha		

注1) 合計協定面積は10ha以上であること。

注2) 統合する予定がない場合は自協定のみ記載すること。

#### 3-3. 統合で解決しようとする課題

該当		該当	
○	①リーダーの人材不足		⑤農作業機械や施設の不足
	②事務担当者の人材不足		⑥知見や技術の不足
○	③共同取組活動参加者の不足		⑦その他（※内容は↓欄に記載ください）
	④農業の担い手の人材不足	○	農作業機械の老朽化及びオペレーターの不足
(該当する課題について詳細を記載)			
①代表者が固定化されており、後継者の確保の目途が立っていない。			
③構成員には若手が2名いるが、その他の構成員は高齢であり、共同取組活動の作業負担が2名の若手の集中する傾向がある。			
⑦集落協定内の農業者が所有する農作業機械の老朽化が進んでいる。現在は農業者間の貸し借りでなんとかまかなっているが、今後故障する機械が増えれば、農作業機械の確保が困難になる。また、世代交代が行われた小規模農業者から作業委託のニーズが増えているが、農作業を受託できるオペレーターが減ってきてている。			

注) 地域計画や集落マスターPLAN、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

#### 3-4. 統合により体制を強化したい活動

該当	体制を強化したい活動	該当	体制を強化したい活動
○	①リーダー等の人材確保		⑦農業の担い手育成
	②事務局機能の強化		⑧地場農産物の加工・販売
○	③農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）		⑨鳥獣害対策
○	④水路・農道等の維持管理	○	⑩多面的機能を進める活動
○	⑤機械・施設の共同利用		⑪その他（※内容は↓欄に記載ください）
	⑥農作業の共同化	○	農作業機械のオペレーターの確保

### 3-5. 統合の工程

(工程の概略)							
取組	R6以前	R7	R8	R9	R10	R11	R12以降
①統合に向けた話し合い（協定内）		○	○				
②統合に向けた話し合い（協定間）	○	○	○				
③統合			○				
④ネットワーク化加算の適用（加算措置を利用する場合）				○	○	○	

(3-2～3-4を踏まえた統合の進め方を記載)

- 令和5年度から地域計画作成に向けた協議が開始されたことをきっかけに、周辺にあるE集落協定、F集落協定と統合に向けた意見交換を行ってきた。リーダーの人員不足や共同取組活動参加者の不足という共通の課題を抱えている。
- 令和7年度初旬の集落協定総会において、統合の方向性について承認が得られたため、令和7年度中にE集落協定、F集落協定と統合後の活動計画や個人分配、作業日当等のルールについて意見調整を行う。令和8年度初旬の総会において統合の承認をとり、令和8年度内の統合を目指す。
- 令和9年度よりネットワーク化加算を申請する。
- 統合後の協定では、集落協定の代表者を、旧集落協定による3年毎の輪番制とすることを検討する。
- 草刈等の作業が一部の構成員に集中しないように、旧集落協定間で人手を出し合う体制を構築するとともに、土地持ち非農家の参加も呼び掛けるようにする。
- 農作業機械については、協定内で引退する農家から農作業機械を集約し、機械共同利用組合を立ち上げる。ネットワーク化加算を利用して、共同利用する農作業機械の保管庫を整備する。F集落協定内のUターン予定者を機械共同利用組合の管理者兼オペレーターに育成し、統合した集落協定の「主導的な役割を担う人材」に位置付ける。
- 統合後は、農村関係人口の拡大に向けた検討を進める。管理が十分に行われていなかつた梅や柿の収穫体験や、道の駅周辺での景観作物の栽培などの計画を検討する。また、当集落協定で行ってきた野鳥のための冬季水張りをE集落協定及びF集落協定のエリアにも広げる検討を行う。

### 3-6. 役員の継承計画

役職名等	氏名（現体制）	氏名（後任予定者）	継承予定期
代表者	丙川 三郎	丙川 三郎	令和 10 年度
書記担当	丙川 三郎	丁本 四郎	令和 12 年度
会計担当	乙山 次郎	戊部 花子	令和 12 年度
共同機械担当	乙山 次郎	己藤 五郎	令和 10 年度
土地改良施設担当	甲田 太郎	丁本 四郎	令和 12 年度
法面点検担当	丙川 三郎	戊部 花子	令和 10 年度

注) 「氏名（現体制）」は、本計画作成時点での役職者名を記載。「氏名（後任予定者）」は、現体制の担当者の次に担当となる人（予定）の氏名を記載。「氏名（現体制）」とは別の人を「氏名（後任予定者）」記載すること（同一人物の記載は不可）。

### 3-7. 体制の維持・向上に向けた活動事項

(役員の継承に向けた取組を記載)
・代表者の後任予定者は丙川三郎とし、令和10年度の継承予定期まで書記担当として代表者の業務の補助を行ながら、徐々に代表者業務の習得を行う。
・その他の役員については、代表者交代時期の令和10年度と対策期切り替わりの令和12年度に分けて段階的に交代を行うことで、役員業務の引継ぎを計画的に進めていく。
・令和10年度より共同機械担当となる予定の己藤五郎は、令和9年度までにドローン操作の研修を受講を行うとともに、乙山次郎の指導のもと自走型草刈機の操作方法の習得を行う。
(構成員や活動参加者の安定的な確保に向けた取組を記載)
・大型連休期間に共同取組活動による草刈作業を実施し、構成員の親族にも可能な限りの参加を呼び掛ける。また、作業実施後には収穫祭を実施し、構成員間の懇親を図る。
・総会の際に構成員に対し、農地の相続予定者に中山間地域等直接支払の活動についても引継ぎ予定があることを伝えるよう周知する。
・○○市と連携し、令和8年度から地域おこし協力隊制度を活用して地域内の農地保全に関わる人材の移住受け入れを目指す。
・集落外に在住している農地所有者に対して、毎年、活動報告と合わせて共同取組活動の案内を送付することで、共同取組活動への参加を促す。
・地元米の直販先に対して収穫等の体験活動への参加募集をかけることで関係人口拡大に取り組む。
・市民農園を開設し非農業者との交流を深めるとともに、多面的機能の増進活動への参加を募集する。
・一律の作業単価を見直し、傾斜が厳しい場所での作業等の負担が大きい作業については高い作業単価を設定するなど、共同取組活動に参加しやすくなる環境を整備する。また、令和7年度より適用を受けているスマート農業加算を利用して令和9年度にリモコン式自走草刈機を導入し、急傾斜地域での作業の省力化と安全な作業実施が可能となる環境を整備する。

#### 4. 多様な組織等の参画

注) 4-1~4-3の全てを記載すること。

##### 4-1. 協定活動に参画する多様な組織等

注) (1) 又は (2) の該当する項目を記載すること。

###### (1) 農業者団体以外の組織

参画方法	組織名
①集落協定の構成員	G 地域づくり協議会
	H 子供会
	I 土地改良区
	J 農地保全会（多面的機能支払活動組織）
②別途協定等を締結	K 大学

注1) 「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2) ②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

###### (2) 非農業者

参画方法	人数
①集落協定の構成員	0人
②別途協定等を締結	5人
合計	5人

③集落協定の全構成員数（集落協定の構成員数（農業者数+①※組織数は含めない）に②を加えた人数）

8人

①+②が③に占める割合 62 % (小数点以下切り捨て)

注1) 「別途協定等を締結」とは集落協定の構成員とはならないが、協定の活動への参画に関する協定、覚書等を結ぶなど、連携関係を明確にすることをいう。

注2) ②の場合は連携関係を証明する書類を添付すること。

注3) 協定活動に参画する組織の構成員は人数に含めない。

#### 4-2. 多様な組織等の参画で解決しようとする課題

該当		該当	
○	①事務担当者の人材不足		④知見や技術の不足
○	②共同取組活動参加者の不足		⑤その他（※内容は↓欄に記載ください）
	③農業作業の人材不足	○	棚田の荒廃
(該当する課題について詳細を記載)			
①構成員は高齢者が多く、事務の引き受け手の確保が困難である。 ②③棚田の石積の草取りや補修は集落総出で行ってきてが、高齢者の参加が難しくなり、人手の確保が困難になってきている。また、高齢のために棚田での水稻作の継続が困難な農地が増えている。			

注) 地域計画や集落マスターPLAN、第5期対策で作成した集落戦略に位置付けられた内容を踏まえて検討すること。

#### 4-3. 多様な組織等の参画により連携して実施する活動

該当	連携して実施する活動	該当	連携して実施する活動
○	①事務の適切な実施		⑥鳥獣害対策
○	②農地保全（草刈り、荒廃防止活動等）	○	⑦多面的機能を増進する活動
	③水路・農道等の維持管理		⑤その他（※内容は↓欄に記載ください）
○	④農作業	○	棚田資源を活かした振興活動
	⑤地場農産物の加工・販売		

(連携して実施する活動の詳細について、今後の活動の維持、向上に向けた方向性も含めて記載)

- ・多面的機能支払交付金の事務支援も行っていた土地改良区が令和5年度より構成員に加わり、土地改良区が集落協定の事務を担当している。集落協定の対象農用地の一部は多面的機能支払の対象にもなっており、効率的な事務作業ができるから、今後も引き続き土地改良区が事務を担当する予定である。
- ・J農地保全会では、令和8年度に草刈隊を結成する予定である。草刈隊が水路・農道の草刈を実施する際に、水路等の周辺にある集落協定の農地の法面の草刈も草刈隊と連携して行うことで、作業の効率化を図る。
- ・県の棚田サポーター事業を利用し、毎年、5名程度の登録者に棚田の石積みの草刈や補修の作業を手伝ってもらっている。今後は、サポーター、構成員の非農家、子供会と連携し、棚田の法面に彼岸花を植えるなど、棚田の観光資源活用に取り組む予定である。
- ・以前からK大学が当集落へフィールドワークに来ていた縁により、令和7年度にK大学、G地域づくり協議会、当集落協定の3者で棚田振興のための連携協定を締結した。令和7年度より、農作業が困難となっていた棚田において、K大学の教員や学生と連携し、田植えや収穫作業を始める予定である。大学との連絡調整や宿泊場所の手配はG地域づくり協議会が担当し、作業当日の作業方法の説明や必要な物品の準備は当集落協定が担当する。将来的には、G地域づくり協議会を中心に棚田を活かした農泊にも取り組みたいと考えており、K大学の教員や学生にも、構想検討に加わってもらいたいと考えている。
- ・これらの取組の活性化を図るため、令和8年度までに指定棚田地域振興活動計画の認定を受け、令和9年度に棚田地域振興活動加算の申請を行う計画である。
- ・持続的な取組を実現するため、G地域づくり協議会を中心とした農村RMOの形成も検討していく。